

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成19年岩手県監査委員告示第18号及び第21号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年2月1日

岩手県監査委員 中 平 均  
岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立中央病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年5月10日及び11日

イ 本監査実施日 平成19年7月11日

(3) 監査結果の公表の日 平成19年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給していたものが2件、53,394円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべきでない者に支給していた2件、53,394円について、平成19年5月29日に返納処理を完了した。 なお、今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年5月8日及び9日

イ 本監査実施日 平成19年7月11日

(3) 監査結果の公表の日 平成19年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
過年度未収金に係る債権管理に当たり、債権管理簿が作成されていないほか、長期間、回収のための手続きが執られていないものが3件、88,724円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	平成19年3月30日に当該未収金の回収を完了した。また、速やかに債権管理簿を作成した。 なお、今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年5月8日及び9日

イ 本監査実施日 平成19年6月13日

(3) 監査結果の公表の日 平成19年8月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
野田医師公舎の改修工事の執行に当たり、建築物1棟内の各室を6件の工事として分割のうえ、随意契約の方法により契	平成19年7月に総務課職員を対象とし、契約事務に係る研修会を実施した。今後、日頃の業務に当たっては、規則・規

<p>約し、また、当該工事に係る請負契約書の作成に当たり、本来記載すべき事項を記載していない等不適切な事例があったので、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査においても契約事務等に関し、留意改善すべき事項があったにもかかわらず、今年度も契約事務に関し不適切な事務処理があったことは、その原因が事務の執り進め方に起因すると考えざるを得ないことから、今後、職員研修を徹底するとともにチェック体制を確立する等、適正な事務の執行に留意されたい。</p>	<p>程を再確認するとともに、契約起案文書等は係員全員に回覧するなどチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
--	---

- 4 (1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院
- (2) 監査実施日
- ア 予備監査実施日 平成 19 年 4 月 24 日及び 25 日
- イ 本監査実施日 平成 19 年 6 月 12 日
- (3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 8 月 3 日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、36,550 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 救急救命処置に係る特定行為指示料及び事後検証手数料の徴収に当たり、事業完了後相当期間経過してから調定し、かつ、納入期限後相当期間経過してから収納しているものが 22 件、115,500 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ア 平成 19 年 5 月 1 日に返納処理を完了した。</p> <p>なお、今後については、担当職員の研修及び係内での複数人によるチェックにより、再発防止を図ることとした。</p> <p>イ 今後は、毎月事業完了後の翌月初めに、該当機関と連絡を取り合い、特定行為指示及び事後検証の件数を確認し、確定後速やかに調定及び請求書の発行を行い再発防止を図ることとした。</p>

- 5 (1) 監査対象機関名 岩手県立二戸病院
- (2) 監査実施日
- ア 予備監査実施日 平成 19 年 4 月 26 日及び 27 日
- イ 本監査実施日 平成 19 年 6 月 12 日
- (3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 8 月 3 日
- (4) 意見提言事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>県立二戸病院において支出事務を掌っている県立一戸病院の食器下膳洗浄業務委託契約の予定価格のあり方及び当該業務に係る人員配置等の業務量の積算のあり方について、検討を要するものとする。</p>	<p>食器下膳洗浄業務委託契約の予定価格については、平成 20 年度の契約に向けて積算内容等について検討することとした。また、一戸病院と二戸病院の当該契約について平成 20 年度契約の一本化を検討することとした。</p>

- 6 (1) 監査対象機関名 岩手県立南光病院
- (2) 監査実施日
- ア 予備監査実施日 平成 19 年 5 月 8 日及び 9 日
- イ 本監査実施日 平成 19 年 7 月 12 日
- (3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 9 月 4 日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当の支給に当たり、相当期間経過してから支給しているものが 16 件、111,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	業務実績の確認調書を作成し、また、実施先から毎月初めに実績報告を受け、内容を突合することにより、再発防止に努めることとした。